

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和4年度 |
| 計画主体 | 春日井市 |

春日井市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 春日井市農政課
所在地 春日井市鳥居松町5丁目44番地
電話番号 0568-85-6236
FAX番号 0568-84-8731
メールアドレス nose@city.kasugai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|----------------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、カラス、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 春日井市 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|-------|-------|--------|------|
| | 品 目 | 被害数値 | |
| | | 被害金額 | 被害面積 |
| イノシシ | 水稻・野菜 | 100 千円 | 26 a |
| カラス | 果樹・野菜 | 169 千円 | 37 a |
| アライグマ | 果樹 | 69 千円 | 7 a |
| ヌートリア | 水稻・野菜 | 122 千円 | 11 a |
| ハクビシン | 果樹 | 26 千円 | 4 a |

(2) 被害の傾向

| |
|--|
| <p>【イノシシ】 細野町、廻間町を始めとする市東部の山沿いの地区で生息が確認されている。被害品目は水稻や野菜が中心である。 また、民家近くの田畑においても被害が発生し、市街地でも目撃情報が寄せられており、農業被害のみならず生活環境にも被害が及んでいる。 こうしたことから、農家及び住民から積極的な捕獲を求める声が上がっている。</p> <p>【カラス】 市内全域で被害が発生している。被害品目はぶどうなどの果樹が中心である。</p> <p>【アライグマ】 市内全域で被害が発生している。被害品目は果樹が中心である。</p> <p>【ヌートリア】 八田川、地蔵川などの河川近くに生息しており、春から夏にかけて、水稻及び野菜を中心に被害が発生している。ヌートリアの巣穴は、複雑で深く、水田の畦畔を破壊するなどの被害も発生している。</p> <p>【ハクビシン】 市内全域で被害が発生している。被害品目は、果樹が中心である。</p> |
|--|

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和3年度） | | 目標値（令和7年度） | |
|------|------------|--------|------------|--------|
| 被害金額 | イノシシ | 100 千円 | イノシシ | 90 千円 |
| | カラス | 169 千円 | カラス | 152 千円 |
| | アライグマ | 69 千円 | アライグマ | 62 千円 |
| | ヌートリア | 122 千円 | ヌートリア | 110 千円 |
| | ハクビシン | 26 千円 | ハクビシン | 23 千円 |
| | 合計 | 486 千円 | 合計 | 437 千円 |
| 被害面積 | イノシシ | 26 a | イノシシ | 24 a |
| | カラス | 37 a | カラス | 33 a |
| | アライグマ | 7 a | アライグマ | 6 a |
| | ヌートリア | 11 a | ヌートリア | 10 a |
| | ハクビシン | 4 a | ハクビシン | 4 a |
| | 合計 | 85 a | 合計 | 77 a |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | <p>イノシシについては、捕獲を春日井猟友会に委託している。箱わなの設置数を増やし、令和3年度は99頭を捕獲した。</p> <p>アライグマ、ヌートリア、ハクビシンについては、捕獲と殺処分を愛知県ペストコントロール協会に委託するとともに、市直営で捕獲をしている。</p> | <p>春日井猟友会及び愛知県ペストコントロール協会への委託だけでなく、非農家を含めた地域ぐるみの取組が必要であるが、十分とはいえない。</p> <p>また、春日井猟友会の捕獲従事者が年々高齢化し、春日井猟友会の会員数も減少傾向にあり、数年後の捕獲者の担い手不足が懸念される。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>農家が独自の防衛策として、個々に電気柵、ワイヤーメッシュ柵等による侵入防止柵を設置している。</p> <p>また、国の交付金を活用して、3戸以上の農家によるワイヤーメッシュ柵や電気柵の整備を進めるとともに、個人に対しても、協議会が資材費に補助をして対策を進める。</p> | <p>道路や水路を横断して整備できないため、完全な対策にならない。</p> |

| | | |
|-------------|--|---|
| 生息環境管理その他取組 | 住民に対して春日井猟友会と協力し、収穫残渣の適切な処理や除草などイノシシを寄せ付けられない環境づくりの知識の普及を図る。 | イノシシを寄せ付けられない環境づくりについて住民の意識に差があり、取組が十分ではない。 |
|-------------|--|---|

(5) 今後の取組方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県の第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の対象区域となっているため、この計画に則して、春日井市第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画を策定し、個体数調整を進める。 ・ 老朽化した箱わなに対し、修繕を行う。 ・ 被害地域に対して侵入防止柵の整備を行うだけでなく、イノシシの隠れ場となる耕作放棄地の雑草等の管理を徹底するとともに、放任果樹や収穫残渣など、農地から餌になるものを徹底して除去し、イノシシを寄せ付けられない環境づくりを推進する。 ・ 農家を中心に非農家を含めて鳥獣被害を防止するための啓発を行う。 ・ 被害状況を把握し、効果的な取組を行うため、農家を対象に農作物の被害状況調査を毎年実施する。 ・ 電気柵の安全な使用に関する周知及び指導により感電事故防止を図る。 |
|---|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|--|
| イノシシについては、春日井猟友会への委託により、アライグマ、ヌートリア、ハクビシンについては、愛知県ペストコントロール協会への委託及び市直営により実施していく。 |
|--|

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----|------|---|
| 令和5 | イノシシ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 春日井猟友会による捕獲実施 ・ 箱わなの修繕・移設 ・ 侵入防止のためのワイヤーメッシュ柵又は電気柵の設置農家等を対象にイノシシの生態等に関するチラシの配布 ・ 狩猟免許制度について周知を図る |

| | | |
|-----|------|---|
| 令和6 | イノシシ | <ul style="list-style-type: none"> ・春日井猟友会による捕獲実施 ・箱わなの修繕・移設 ・侵入防止のためのワイヤーメッシュ柵又は電気柵の設置農家等を対象にイノシシの生態等に関するチラシの配布 ・狩猟免許制度について周知を図る |
| 令和7 | イノシシ | <ul style="list-style-type: none"> ・春日井猟友会による捕獲実施 ・箱わなの修繕・移設 ・侵入防止のためのワイヤーメッシュ柵又は電気柵の設置農家等を対象にイノシシの生態等に関するチラシの配布 ・狩猟免許制度について周知を図る |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|---|
| <p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>近年の捕獲実績、被害状況等に基づき捕獲計画数を設定する。</p> <p>【イノシシ】</p> <p>近年の捕獲実績としては、令和元年度が39頭、令和2年度が99頭、令和3年度が99頭である。令和元年度は豚熱の影響もあり、捕獲頭数は減少しているが、令和2年度以降は捕獲頭数は増加傾向にあり、水稻を中心に依然として被害が生じていること、目撃情報が増加していることから、令和5年度～令和7年度の捕獲計画数を120頭とする。</p> <p>【アライグマ】</p> <p>近年の捕獲実績としては、令和元年度が16頭、令和2年度が37頭、令和3年度が23頭である。果樹を中心に被害が生じているため、令和5年度～令和7年度の捕獲計画数を40頭とする。</p> <p>【ヌートリア】</p> <p>近年の捕獲実績としては、令和元年度が9頭、令和2年度が9頭、令和3年度が6頭である。水稻及び野菜を中心に被害が生じているため、令和5年度～令和7年度の捕獲計画数を15頭とする。</p> <p>【ハクビシン】</p> <p>近年の捕獲実績としては、令和元年度が11頭、令和2年度が33頭、令和3年度が31頭である。果樹を中心に被害が生じているため、令和5年度～令和7年度の捕獲計画数を40頭とする。</p> |
|---|

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 120頭 | 120頭 | 120頭 |
| アライグマ | 40頭 | 40頭 | 40頭 |
| ヌートリア | 15頭 | 15頭 | 15頭 |
| ハクビシン | 40頭 | 40頭 | 40頭 |

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| <p>【イノシシ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わな ・実施予定時期：通年 ・捕獲予定場所：被害が発生している山沿いの地域 <p>【アライグマ・ハクビシン・ヌートリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：小型箱わな ・捕獲予定時期：通年 ・捕獲予定場所：市内全域 |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|
| 該当なし |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|---------------------------------------|
| 春日井市 | 愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県から権限移譲済み。 |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 被害の発生地域を中心に、電気柵(3段)又はワイヤーメッシュ柵の整備を行う。 | 被害の発生地域を中心に、電気柵(3段)又はワイヤーメッシュ柵の整備を行う。 | 被害の発生地域を中心に、電気柵(3段)又はワイヤーメッシュ柵の整備を行う。 |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 点検、草刈り、補修等について定期的に啓発する。 | 点検、草刈り、補修等について定期的に啓発する。 | 点検、草刈り、補修等について定期的に啓発する。 |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

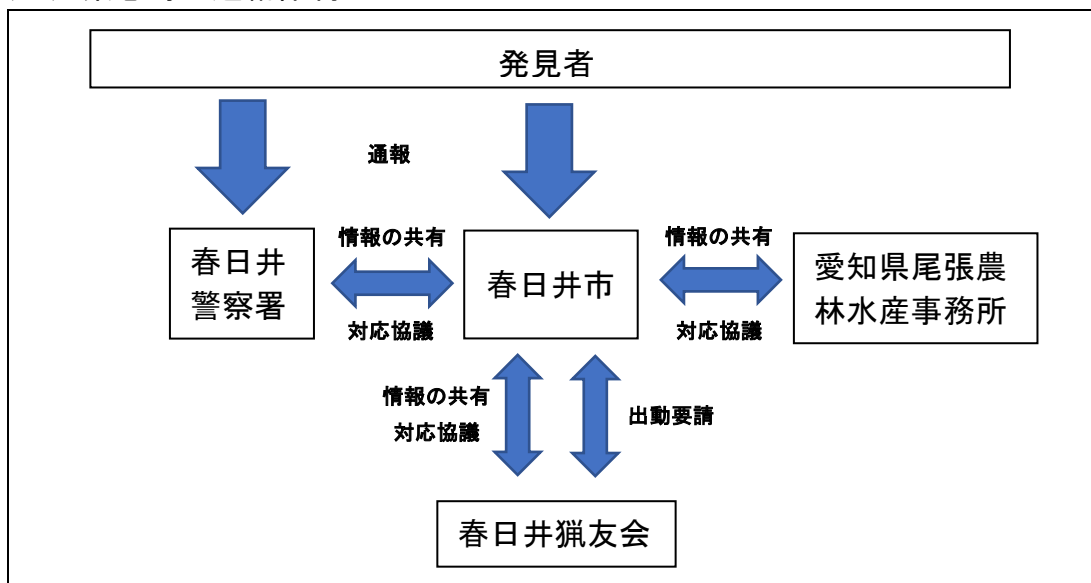
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------------|--------------|---|
| 令和5～ 令和7 | イノシシ 他の獣類 | <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止への意識向上を図るため、ホームページやチラシの配布により啓発する。 電気柵等設置補助事業を行う。 自動撮影カメラによる生態調査 鳥獣被害防止に関する情報交換会の開催 |
| | カラス | <ul style="list-style-type: none"> 防鳥ネット等の設置に対する補助事業を行い、ホームページやチラシの配布により啓発する。 |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|--------------|-----------------|
| 春日井市 | 情報収集、連絡調整、広報活動 |
| 春日井猟友会 | 捕獲の実施 |
| 春日井警察署 | 情報収集、現場付近での注意喚起 |
| 愛知県尾張農林水産事務所 | 情報収集、助言 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したイノシシ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシンについては、できるだけ苦痛の少ない方法で速やかに殺処分し、適切な焼却処理施設で焼却処分する。必要な場合には、豚熱検査を行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 春日井市鳥獣被害防止対策協議会 |
|------------|---|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 春日井市 | 鳥獣被害防止対策協議会の事務局を務める。協議会の運営、各機関の連絡調整を行う。 |
| 春日井市農業委員会 | 各地区の被害状況等の把握、各地区の意見の集約を行う。 |
| 春日井猟友会 | 有害鳥獣に対する専門知識の伝達、捕獲体制に対する助言及び捕獲を行う。 |
| 尾張中央農業協同組合 | 情報提供等を行う。 |
| 愛知県 | 保護管理の適正化、技術の指導・普及・制度支援等を行う。 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|--------------|--------------------------|
| 愛知県尾張農林水産事務所 | 捕獲の指導、助言等 |
| 愛知県尾張県民事務所 | 有害鳥獣捕獲及び鳥獣保護に関する情報提供、指導等 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員の構成としては、市農政課職員のうち、わな猟免許取得者及び春日井猟友会の捕獲従事者が想定される。今後、設置に向けた調査研究を進める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし